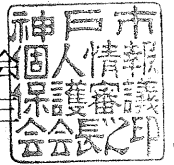




答 申 第 909 号
令和 2 年 10 月 26 日

神戸市教育長 長田 淳 様

神戸市個人情報保護審議会
会 長 西 村 裕 三



答 申

神戸市個人情報保護条例第 11 条第 1 項の規定に基づき、令和 2 年 10 月 26 日付け教
委児第 648 号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

市立学校園等における事案管理システムの構築について
(条例第 11 条「電子計算機処理の制限」に関して)

- 1 市立学校園におけるいじめや虐待などの事案について、学校園、市民、関係機関から電話やメール等による報告、苦情、情報提供等があった場合に、当該事案の進捗管理を行うため、新たに事案管理システムを構築することは、迅速な情報共有及び的確な進捗管理が図られ、公益に資すると認められるため、妥当である。
- 2 この場合、電子化された個人情報について、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、事務に携わる者への研修を十分に行う等、個人情報の維持管理を適切に行わなければならない。

市立学校園等における事案管理システムの構築について
(条例第11条「電子計算機処理の制限」に関して)

別紙
答申 909

【事案管理システムにて電子計算機処理する情報項目】

事案番号

作成日時

更新日時

事案の重要度

教職員氏名

情報入手手段

連絡内容の分類

校種

区名

学校名

事案発生日時

事務局認知日時

事案の種別 (いじめ, 虐待, 体罰, 苦情)

連絡者氏名

連絡者住所

連絡者電話番号

教職員氏名

教職員役職

児童生徒学年

児童生徒性別

児童生徒氏名

児童生徒住所

児童生徒電話番号

児童生徒保護者氏名

児童生徒保護者住所

児童生徒保護者電話番号

児童生徒保護者勤務先

児童生徒関係者氏名

児童生徒関係者住所

児童生徒関係者勤務先

児童生徒の特性

事案の概要

事案の対応

事案の進捗状況

事案完了日